

## 自衛隊の南スーダン派遣撤退を求める意見書

政府は、昨年11月15日、南スーダンP K Oへの陸上自衛隊派遣部隊に、「駆け付け警護」と「宿营地共同防護」の新任務の付与について閣議決定し、同20日には岩手駐屯地所属の約30人を含む第1陣130人の派遣を行いました。

自衛隊のP K O活動に際しては、紛争当事者間で停戦合意が成立していることなどの「P K O参加5原則」が保たれていることが前提条件となっています。しかし、自衛隊が駐留している南スーダンの首都ジュバでは、昨年7月に政府軍と反政府勢力の大規模な戦闘が発生し、現在も緊迫した状況が続いております。南スーダン反政府勢力の指導者である前副大統領は、「7月に起きた戦闘で、和平合意と統一政権は崩壊した」と表明し、また、国連特別報告書では、「停戦合意は崩壊している」と断じるなど、自衛隊の「P K O参加5原則」は保たれているとは言い難く、P K O派遣部隊の安全確保がきわめて困難な状況にあると言わざるを得ません。

加えて、昨年7月の戦闘の際にN G O関係者を襲撃したのは政府軍であったといわれているように、「駆け付け警護」の任務を付与された自衛隊が国家または国家に準ずる組織を相手方に武器を使用する事態となることも考えられます。このような場合、日本政府の見解によっても「武力行使」に該当する可能性が出てきます。

さらには、国連事務総長が国連安全保障理事会で、「南スーダンでジェノサイド（大量虐殺）が始まってしまう」と警告しているように、今後、政府軍と反政府勢力双方の軍事作戦が拡大されることも危惧されております。

よって、国及び政府関係機関に対し、「P K O参加5原則」が保たれず、P K O派遣部隊の安全が保障されていない現在の南スーダンから自衛隊を撤退するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年1月18日

岩手県北上市議会

（提出先）

内閣総理大臣

防衛大臣